



チャレンジ精神の豊かな 中小企業者、創業者の ビジネスチャンス創出・拡大をサポート!!

宮城・仙台富県 チャレンジ応援基金事業

助成金事業

平成28年度
募集期間

第1期

6/10^金

~6/24^金

当日消印有効

「富県宮城」の実現に向けた取組を加速するため、地域資源等の活用による創業・新事業展開等に係る事業計画を募集し、優れた案件と認められるものに対して事業経費の助成を行います。

創業・新事業創出 支援事業

助成対象事業

地域資源※や優れたビジネスアイデア等を活用し、新商品・新サービスを提供するための商品開発等を行う事業
ただし、高付加価値型産業育成支援事業を除く

※地域資源とは農林水産品、歴史、文化、鉱工業品、産地技術、人材等をいう。

助成対象者

- 1 創業を行う者
- 2 新事業展開を行う者
県内に主たる事業所を有する
中小企業者及びそのグループ
- 3 県内に主たる事業所を有する
NPO法人等

助成金額

1件当たり上限200万円以内
(過去に採択を受けた事業を継続の場合は)
1件当たり上限300万円以内

助成率

助成対象経費の1/2以内

助成期間

助成金交付決定日から12ヶ月以内

産学連携型産業育成 支援事業

助成対象事業

大学等学術研究機関等との産学連携を通じて、新技術・新製品の研究開発等を行う事業



助成対象者

県内に主たる事業所を有する
中小企業者及びそのグループ
(学術研究機関等と連携し、高度な技術・製品開発に取り組む者)

助成金額

1件当たり上限500万円以内

助成率

助成対象経費の2/3以内

助成期間

助成金交付決定日から12ヶ月以内

高付加価値型産業育成 支援事業

(略称：リーディング・ビジネス支援事業)

助成対象事業

高付加価値サービスを生み出すため、先導的な取り組みが進められている次の5分野における製品・サービスの研究開発及び事業化を行う事業

- 1 健康福祉・医療産業
- 2 創造的産業
- 3 食産業
- 4 災害関連産業
- 5 集客・交流産業

助成対象者

創業2年以上の者で
次のいずれかに該当する者

- 1 県内に主たる事業所を有する
中小企業者及びそのグループ
- 2 県内に主たる事業所を有する
NPO法人等

助成金額

1件当たり上限500万円以内

助成率

助成対象経費の2/3以内

助成期間

助成金交付決定日から12ヶ月以内



(例)「創業・新事業創出支援事業」宮城県内A社の場合(製造業)

商品開発費	+	販路開拓費	= 500万円 (事業予定額)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 試作用の材料費 ・ 試作用の機械設備 ・ 試作用の外注加工費 等 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 展示会出展費 ・ ホームページ作成費 等 	

申請・審査
交付決定

助成金交付決定の日から12ヶ月以内に全額A社が支払い

事業終了後「実績報告書」を提出

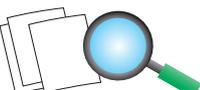
**支給額は助成対象経費の1/2以内で
助成金額上限200万円**

助成対象経費

経費区分	内容
謝金	委員謝金、専門家謝金、講師謝金
旅費	委員旅費、専門家旅費、講師旅費
研究開発費	原材料費(研究開発等に係る原材料及び副資材の購入に係る経費) 機械装置又は工具器具費(購入(50万円未満のものに限る。50万円以上ものは注4のとおり)、製造、改良、据付け、借用、保守又は修繕に要する経費) 外注加工費、試作費、実験費、調査研究費、システム開発費 知的財産権の取得に要する弁理士等手続き代行費用(特許等登録料、審判費用、登録印紙代等を除く)
委託費	ホームページ作成費、デザイン料、通訳・翻訳料、事業可能性調査費
事務費	会議費、会場借料、展示会等への出展料(基本小間料に限る)、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、消耗品費、借料・損料、研修費(受講料、原稿料等)

- 注1) 交付決定後に発生した経費であり、機構理事長が必要かつ適当と認めた経費が助成対象となります。
 注2) 研究開発費は量産に係る経費ではなく、研究開発等のために必要な経費を対象とします。
 注3) 機械装置又は工具器具費は、事業計画実施のために必要不可欠で、かつ試作・研究開発のみに使用するものに限ります。
 注4) 50万円以上ものは、リース、レンタルなどの合理的方法によることを原則とします。
 注5) 委託費は助成対象経費全体の50%未満までとなります。
 注6) 消費税及び申請者の役員・社員の人件費等は助成対象になりません。
 注7) 同じ事業内容で他の補助金、助成金を重複して利用することはできません。
 注8) 汎用性のある(他の用途に転用できる)もの※は、助成対象になりません。
 ※パソコン(タブレット含む)、プリンター、文房具等

実施スケジュール

募集期間中に応募	資格審査	審査・助成金交付決定	助成金の支払い
概ね2～3週間程度の募集期間を設けます。 ※申請額が交付決定予定額を超えた場合、早期に募集を終了する場合があります。	提出された応募書類に対して資格審査(書類確認)を行います。 	応募書類の審査及び申請者による事業計画のプレゼンテーションを経た後、外部審査委員の評価により、助成金交付決定を行います。	原則として助成対象事業終了後(助成金交付決定の日から12ヶ月以内)、確定検査を経て助成額の確定を行い、支払いとなります。

お問合せ及び応募先

申請に当たり事前相談に応じますので、早めにご相談ください。
なお、相談(申請書提出)先は、原則として申請者の所在地によって以下のとおりとなります。

県内所在で仙台市以外の方

公益財団法人 みやぎ産業振興機構
事業支援課

〒980-0011 仙台市青葉区上杉1丁目14番2号 宮城県商工振興センター3階

TEL 022-225-6697 FAX 022-263-6923

Mail soudan@joho-miyagi.or.jp

URL http://www.joho-miyagi.or.jp/

仙台市内所在の方

公益財団法人 仙台市産業振興事業団
新事業推進課

〒980-6107 仙台市青葉区中央1丁目3番1号(AER7階)

TEL 022-724-1212 FAX 022-715-8205

Mail shiencenter@siip.city.sendai.jp

URL http://www.siip.city.sendai.jp/

上記にお問合せやご相談等の後、助成金交付申請書を作成し、必要書類を添付の上、それぞれの応募先へ提出してください。

交付申請書等は [URL http://www.joho-miyagi.or.jp/ouen](http://www.joho-miyagi.or.jp/ouen) からダウンロードできます。

※なお、この事業に採択された企業は「宮城県事業復興型雇用創出助成金」の申請対象となります。

詳細は [宮城県経済商工観光部雇用対策課のホームページ](#) をご覧ください。